

改正 平成23年3月31日規則第19号 平成26年3月31日規則第9号
平成27年3月31日規則第33号 平成28年3月31日規則第32号

沖縄県消費生活審議会規則をここに公布する。

沖縄県消費生活審議会規則

沖縄県消費生活審議会規則（昭和55年沖縄県規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「条例」という。）第42条第4項の規定に基づき、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則19号・28年32号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成23年規則19号〕

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会に、条例第31条の規定による調停（以下「調停」という。）及び条例第32条の規定による訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、会長が指名する7人以内の委員で組織する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 第4条第3項及び第4項の規定は部会長に、前条の規定は部会の会議について準用する。

一部改正〔平成23年規則19号〕

（調停開始の通知）

第7条 部会長は、調停を開始しようとするときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成23年規則19号〕

（調停の打ち切り）

第8条 部会は、調停が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

2 部会長は、前項の規定により調停が打ち切られたときは、当事者に対しその旨を通知するものと

する。

一部改正〔平成23年規則19号〕

(調停終了の報告)

第9条 会長は、調停が成立したとき、又は前条第1項の規定により調停の打切りがあったときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

一部改正〔平成23年規則19号〕

(意見の聴取)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

一部改正〔平成23年規則19号・26年9号・27年33号〕

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第33号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。